

件 名

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

教育課題により迅速かつ的確に対応するとともに、教育行政を機能的に推進できる組織体制とするため、埼玉県教育局組織規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

埼玉県教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、事務局の組織、所掌事務、職制等に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

(1) 課の移管

- ア 生涯学習推進課及び文化資源課を市町村支援部から教育総務部へ移管する。
- イ 人権教育課を市町村支援部から県立学校部へ移管する。
- ウ 生徒指導課を県立学校部から市町村支援部へ移管する。

(総務課)

(2) 課の廃止及び所掌事務の見直し

ア 教育政策課を廃止する。

イ 総務課の所掌事務から、秘書、報道機関との連絡調整、教育行政に係る広聴及び広報に関する事務等を除く。

ウ 教育政策課の所掌事務のうち、埼玉県教育振興基本計画の策定及び進行管理、教育委員会の政策の形成に係る調査及び研究に関する事務等を総務課に移管する。

エ 文化資源課の所掌事務のうち、文化活動、埼玉県芸術文化祭に関する事務等を生涯学習推進課に移管する。

※ 廃止する教育政策課の事務で総務課に移管しないもの及び総務課の所掌事務から除く事務は、本局の参事に命じることを想定

(3) 課の名称変更

文化資源課の名称を文化財・博物館課に変更する。

(4) 職の設置

本局の参事に、報道幹、企画幹その他職員を付けることができることとする。

(5) その他規定の整備

3 施行期日
令和6年4月1日

改 正 案	現 行																
<p>埼玉県教育局組織規則 第一条・第二条 (略) (本局の部及び課) 第三条 本局に、次の表の上欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部名</th> <th style="text-align: center;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育総務部</td> <td>総務課、財務課、教職員課、福利課、<u>生涯学習推進課、文化財・博物館課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県立学校部</td> <td>県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、<u>特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村支援部</td> <td>小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、<u>生徒指導課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育総務部各課の所掌事務)</p> <p>第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。</p> <p>一 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>二 公印の管理に関すること。</p> <p>三 <u>埼玉県教育振興基本計画の策定及び進行管理その他の教育施策の推進に関すること。</u></p> <p>四 <u>教育委員会の政策の形成に係る調査及び研究に関すること。</u></p> <p>五 <u>教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関すること。</u></p> <p>六 情報通信技術に係る事務の総合調整に関すること。</p> <p>七 教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)(以下「教育局等」という。)の組織及び職員定数に関すること。</p> <p>八 教育局等の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>九 教育委員会における障害者雇用推進の総括に関すること。</p> <p>十 教育局等の職員の服務及び研修に関すること。</p> <p>十一 栄典、褒賞及び表彰に関すること。</p> <p>十二 法規の審査に関すること。</p> <p>十三 文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。</p>	部名	課名	教育総務部	総務課、財務課、教職員課、福利課、 <u>生涯学習推進課、文化財・博物館課</u>	県立学校部	県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、 <u>特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課</u>	市町村支援部	小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、 <u>生徒指導課</u>	<p>埼玉県教育局組織規則 第一条・第二条 (略) (本局の部及び課) 第三条 本局に、次の表の上欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部名</th> <th style="text-align: center;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育総務部</td> <td>総務課、<u>教育政策課</u>、財務課、教職員課、福利課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県立学校部</td> <td>県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、<u>ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村支援部</td> <td>小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、<u>生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育総務部各課の所掌事務)</p> <p>第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。</p> <p>一 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>二 <u>秘書事務に関すること。</u></p> <p>三 公印の管理に関すること。</p> <p>四 情報通信技術に係る事務の総合調整に関すること。</p> <p>五 教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)(以下「教育局等」という。)の組織及び職員定数に関すること。</p> <p>六 教育局等の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>七 教育委員会における障害者雇用推進の総括に関すること。</p> <p>八 教育局等の職員の服務及び研修に関すること。</p> <p>九 栄典、褒賞及び表彰に関すること。</p> <p>十 法規の審査に関すること。</p> <p>十一 文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。</p>	部名	課名	教育総務部	総務課、 <u>教育政策課</u> 、財務課、教職員課、福利課	県立学校部	県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、 <u>ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課</u>	市町村支援部	小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、 <u>生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課</u>
部名	課名																
教育総務部	総務課、財務課、教職員課、福利課、 <u>生涯学習推進課、文化財・博物館課</u>																
県立学校部	県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、 <u>特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課</u>																
市町村支援部	小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、 <u>生徒指導課</u>																
部名	課名																
教育総務部	総務課、 <u>教育政策課</u> 、財務課、教職員課、福利課																
県立学校部	県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、 <u>ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課</u>																
市町村支援部	小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、 <u>生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課</u>																

十四 教育行政に係る事務改善の推進に関すること。

十五 教育に関する公益信託に関すること。

十六 教育委員会の所管する調査統計に関すること。

十七 教育局用自動車に関すること。

十八 教育委員会に係る争訟に関すること。

十九 本局の課に属さない職に係る庶務(他の課において所掌するものを除く。)に関すること。

二十 本局内の連絡調整に関すること。

二十一 参事等の職務及び本局の他の課の所掌に属さない事項に関すること。

第五条～第七条 (略)

第八条 生涯学習推進課においては、次の事務(文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、小中学校人事課及び義務教育指導課において所掌するものを除く。)を所掌する。

一 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。

二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。

三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

四 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

五 社会教育を行うものに対する指導及び助言に関すること。

六 社会教育のための学級、講座等に関すること。

十二 教育行政に係る事務改善の推進に関すること。

十三 報道機関との連絡調整に関すること。

十四 教育行政に係る広聴及び広報に関すること。

十五 県域テレビ放送による教育情報放送に関すること。

十六 教育に関する公益信託に関すること。

十七 課長会議等に関すること。

十八 教育局用自動車に関すること。

十九 教育委員会に係る争訟に関すること。

二十 本局の課に属さない職に係る庶務(他の課において所掌するものを除く。)に関すること。

二十一 本局内の連絡調整に関すること。

二十二 参事等の職務及び本局の他の課の所掌に属さない事項に関すること。

第四条の二 教育政策課においては、次の事務を所掌する。

一 本県における教育施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 教育委員会の政策の形成に係る調査及び研究に関すること。

三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関すること。

四 教育委員会の所管する調査統計に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、教育施策の推進に関すること。

第五条～第七条 (略)

- 七 社会通信教育に関すること。
- 八 社会教育としての視聴覚教育に関すること。
- 九 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に関すること。
- 十 社会教育主事の資格認定に関すること。
- 十一 文化活動に関すること。
- 十二 埼玉県芸術文化祭に関すること。
- 十三 レクリエーションの普及奨励に関すること。
- 十四 ユネスコ活動に関すること。
- 十五 社会教育団体及び文化団体に関すること。
- 十六 埼玉県生涯学習審議会に関すること。
- 十七 埼玉県社会教育委員に関すること。
- 十八 県立図書館及び県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）との連絡調整に関すること。
- 十九 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザの管理に関すること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興、社会教育並びに学校、家庭及び地域の連携に関すること。

第九条 文化財・博物館課においては、次の事務を所掌する。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条に規定する教育委員会が行うこととされた事務に関すること。
- 二 文化財の指定及び解除に関すること。
- 三 文化財の調査、保存、管理及び活用に関すること。
- 四 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
- 五 美術的銃砲刀剣類の審査及び登録に関すること。
- 六 文化財保護関係団体に関すること。
- 七 博物館に関すること。
- 八 博物館等と学校との連携事業における学校への指導に関すること。
- 九 埼玉県文化財保護審議会に関すること。
- 十 埼玉県美術作品取得基金に関すること（基金の運用に関することを除く。）。
- 十一 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館（県立川の博物館を除く。）及び県立文書館との連絡調整に関すること。

十二 さいたま文学館及び県立川の博物館の管理に関すること。

十三 教育総務部部付の庶務に関すること。

(県立学校部各課の所掌事務)

第十条 県立学校人事課においては、次の事務（教職員採用課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、県立学校の管理並びに市町村立特別支援学校の管理に係る指導及び助言に関すること。

十三 県立学校部副部長（県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課及び人権教育課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。

第十一条 高校教育指導課においては、次の事務（特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課及び人権教育課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十一 (略)

第十二条 (略)

第十三条 特別支援教育課においては、次の事務（県立学校人事課及びICT教育推進課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十一 (略)

十二 県立学校部副部長（特別支援教育課、保健体育課及びICT教育推進課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。

第十四条 保健体育課においては、次の事務を所掌する。

一～十五 (略)

第十五条 ICT教育推進課においては、次の事務を所掌する。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、学校における情報通信技術を活用した教育に関すること。

(県立学校部各課の所掌事務)

第八条 県立学校人事課においては、次の事務（教職員採用課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十一 (略)

十二 県立学校部副部長（県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課及びICT教育推進課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、県立学校の管理並びに市町村立特別支援学校の管理に係る指導及び助言に関すること。

第九条 高校教育指導課においては、次の事務（ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課及び人権教育課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十一 (略)

第九条の二 (略)

第九条の三 ICT教育推進課においては、次の事務を所掌する。

一～三 (略)

第九条の四 生徒指導課においては、次の事務を所掌する。

一 生徒指導に係る施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

二 教育相談に係る連絡、調整及び推進に関すること。

三 埼玉県いじめ問題調査審議会に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、生徒指導に関すること。

第十六条 (略)

(市町村支援部各課の所掌事務)

第十七条 小中学校人事課においては、次の事務（教職員採用課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十二 (略)

十三 市町村支援部副部長の庶務に関すること。

第十八条 義務教育指導課においては、次の事務（特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課及び人権教育課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～八 (略)

第十九条 (略)

五 県立学校部副部長（生徒指導課、保健体育課及び特別支援教育課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。

第十条 保健体育課においては、次の事務を所掌する。

一～十五 (略)

第十一条 特別支援教育課においては、次の事務（県立学校人事課及びICT教育推進課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十一 (略)

(市町村支援部各課の所掌事務)

第十二条 小中学校人事課においては、次の事務（教職員採用課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～十二 (略)

十三 市町村支援部副部長（小中学校人事課、義務教育指導課及び教職員採用課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。

第十三条 義務教育指導課においては、次の事務（ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課及び人権教育課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一～八 (略)

第十三条の二 (略)

第十四条 生涯学習推進課においては、次の事務（県立学校人事課、高校教育指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課及び文化資源課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。

二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。

三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

四 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

五 社会教育を行うものに対する指導及び助言に関すること。

六 社会教育のための学級、講座等に関すること。

七 社会通信教育に関すること。

八 社会教育としての視聴覚教育に関すること。

九 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に関すること。

- 十 社会教育主事の資格認定に関すること。
 - 十一 レクリエーションの普及奨励に関すること。
 - 十二 社会教育団体に関すること。
 - 十三 埼玉県生涯学習審議会に関すること。
 - 十四 埼玉県社会教育委員に関すること。
 - 十五 県立図書館及び県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）との連絡調整に関すること。
 - 十六 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザの管理に関すること。
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興、社会教育並びに学校、家庭及び地域の連携に関すること。
 - 十八 市町村支援部副部長（生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課を所管する副部長に限る。）の庶務に関すること。
- 第十五条 文化資源課においては、次の事務を所掌する。
- 一 文化活動に関すること。
 - 二 埼玉県芸術文化祭に関すること。
 - 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十四条に規定する教育委員会が行うこととされた事務に関すること。
 - 四 文化財の指定及び解除に関すること。
 - 五 文化財の調査、保存、管理及び活用に関すること。
 - 六 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
 - 七 美術的銃砲刀剣類の審査及び登録に関すること。
 - 八 ユネスコ活動に関すること。
 - 九 文化団体及び文化財保護関係団体に関すること。
 - 十 博物館に関すること。
 - 十一 博物館等と学校との連携事業における学校への指導に関すること。
 - 十二 埼玉県文化財保護審議会に関すること。
 - 十三 埼玉県美術作品取得基金に関すること（基金の運用に関するものを除く。）。
 - 十四 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館（県立川の博物館を除く。）及び県立文書館との連絡調整に関すること。
 - 十五 さいたま文学館及び県立川の博物館の管理に関すること。

第二十条 生徒指導課においては、次の事務を所掌する。

- 一 生徒指導に係る施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- 二 教育相談に係る連絡、調整及び推進に関すること。
- 三 埼玉県いじめ問題調査審議会に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、生徒指導に関すること。

第二十一条～第二十四条 (略)

第三章 職制等

(本局の副教育長等)

第二十五条 本局に、副教育長を置く。

- 2 副教育長は、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。ただし、本局の参事が置かれている場合の職務は、本局の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとする。
- 3 第一項に定めるもののほか、必要に応じて、本局に、参事を置く。
- 4 本局の参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
- 5 次の表の上欄に掲げる本局の組織に、法令に特別の定めがあるもののほか、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
(略)	(略)	(略)
総務課	総務幹	上司の命を受け、危機管理に関する総合調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、課の事務を総括整理する。

十六 市町村支援部部付の庶務に関すること。

第十六条 (略)

第十七条～第二十条 (略)

第三章 職制等

(本局の副教育長等)

第二十一条

次の表の上欄に掲げる本局の組織に、法令に特別の定めがあるもののほか、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本局	副教育長	教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
(略)	(略)	(略)
総務課	報道幹	上司の命を受け、報道機関との連絡調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	総務幹	上司の命を受け、秘書に関する事務、危機管理に関する総合調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、課の事務を総括整理する。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

6 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	参事	<u>上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</u>
	副参事	<u>上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</u>
	部付	<u>上司の命を受け、部の特定事務に従事する。</u>
(略)	(略)	(略)
高校教育指導課、保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課	(略)	(略)
生涯学習推進課、文化財・博物館課、高校教育	(略)	(略)

(略)	(略)	る。
(略)	(略)	(略)

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本局及び部	参事	<u>上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</u>
部	副参事	<u>上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</u>
	部付	<u>上司の命を受け、部の特定事務に従事する。</u>
(略)	(略)	(略)
高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課	(略)	(略)
高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導	(略)	(略)

指導課、特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課、義務教育指導課及び生徒指導課		
生涯学習推進課及び文化財・博物館課	(略)	(略)
生涯学習推進課、文化財・博物館課及び人権教育課	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課		
生涯学習推進課及び文化資源課	(略)	(略)
生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

7 本局の参事に、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
---	----

報道幹	上司の命を受け、報道機関との連絡調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
企画幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

8 第六項の規定にかかわらず、本局の参事に、必要に応じて、副参事、主幹又は主査の職を付け、その職務は、同項に定めるとおりとする。この場合において、同項中「部長」とあるのは、「参事」と読み替えるものとする。

(教育事務所の所長等)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、必要に応じて、教育事務所に、主任管理主事、管理主事、主席指導主事、主任指導主事、主席社会教育主事、主任社会教育主事又は社会教育主事補の職を置き、その職務は、第二十五条第六項に定めるとおりとする。

(主事、技師等)

第二十七条 第二十五条及び前条に定めるもののほか、必要に応じて、本局の課及び教育事務所に、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
(略)	(略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、必要に応じて、本局の参事に、前二項の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(職の任命)

第二十八条 第二十五条から前条までに定める職は、事務職員又は技術職員のうちから教育委員会が命ずる。ただし、指導に関する課の課長並びに指導に関する課又は教育事務所の主席指導主事、主任指導主事、主席社会教育主事及び主任社会教育主事は、指導主事又は社会教育主事をもつて充て

(教育事務所の所長等)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に定めるもののほか、必要に応じて、教育事務所に、主任管理主事、管理主事、主席指導主事、主任指導主事、主席社会教育主事、主任社会教育主事又は社会教育主事補の職を置き、その職務は、第二十一条第二項に定めるとおりとする。

(主事、技師等)

第二十三条 第二十一条及び前条に定めるもののほか、必要に応じて、本局の課及び教育事務所に、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
(略)	(略)

2 (略)

(職の任命)

第二十四条 第二十一条から前条までに定める職は、事務職員又は技術職員のうちから教育委員会が命ずる。ただし、指導に関する課の課長並びに指導に関する課又は教育事務所の主席指導主事、主任指導主事、主席社会教育主事及び主任社会教育主事は、指導主事又は社会教育主事をもつて充て

ることができる。
第二十九条 (略)

ることができる。
第二十五条 (略)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県社会教育委員に関する規則 第一条～第八条 (略) (庶務) 第九条 委員に関する庶務は、<u>埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課</u>において処理する。 第十条 (略)</p>	<p>埼玉県社会教育委員に関する規則 第一条～第八条 (略) (庶務) 第九条 委員に関する庶務は、<u>埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課</u>において処理する。 第十条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>埼玉県文化財保護審議会規則 第一条～第五条 (略) (庶務) 第六条 審議会の庶務は、<u>埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課</u>において処理する。 第七条 (略)</p>	<p>埼玉県文化財保護審議会規則 第一条～第五条 (略) (庶務) 第六条 審議会の庶務は、<u>埼玉県教育局市町村支援部文化資源課</u>において処理する。 第七条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>埼玉県生涯学習審議会規則 第一条～第四条 (略) (庶務) 第五条 審議会の庶務は、<u>埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課</u>において 処理する。 第六条 (略)</p>	<p>埼玉県生涯学習審議会規則 第一条～第四条 (略) (庶務) 第五条 審議会の庶務は、<u>埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課</u>におい て処理する。 第六条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>埼玉県いじめ問題調査審議会規則 第一条～第九条 (略) (庶務) 第十条 審議会の庶務は、<u>埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課</u>において処理する。 第十一条 (略)</p>	<p>埼玉県いじめ問題調査審議会規則 第一条～第九条 (略) (庶務) 第十条 審議会の庶務は、<u>埼玉県教育局県立学校部生徒指導課</u>において処理する。 第十一条 (略)</p>

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務部の項中「、教育政策課」を削り、「福利課」の下に「、生涯学習推進課、文化財・博物館課」を加え、同表県立学校部の項中「ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課」に改め、同表市町村支援部の項中「生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課」を「生徒指導課」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 総務課においては、次の事務を所掌する。

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 公印の管理に関すること。
- 三 埼玉県教育振興基本計画の策定及び進行管理その他の教育施策の推進に関すること。
- 四 教育委員会の政策の形成に係る調査及び研究に関すること。
- 五 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関すること。
- 六 情報通信技術に係る事務の総合調整に関すること。
- 七 教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）（以下「教育局等」という。）の組織及び職員定数に関すること。
- 八 教育局等の職員の任免その他の人事に関すること。
- 九 教育委員会における障害者雇用推進の総括に関すること。
- 十 教育局等の職員の服務及び研修に関すること。
- 十一 栄典、褒賞及び表彰に関すること。
- 十二 法規の審査に関すること。
- 十三 文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。
- 十四 教育行政に係る事務改善の推進に関すること。
- 十五 教育に関する公益信託に関すること。
- 十六 教育委員会の所管する調査統計に関すること。
- 十七 教育局用自動車に関すること。
- 十八 教育委員会に係る争訟に関すること。
- 十九 本局の課に属さない職に係る庶務（他の課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 二十 本局内の連絡調整に関すること。

二十一 参事等の職務及び本局の他の課の所掌に属さない事項に関すること。
 第四条の二を削る。

第二十五条を第二十九条とする。

第二十四条中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、必要に応じて、本局の参事に、前二項の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十三条を第二十七条とする。

第二十二條第四項中「第二十一条第二項」を「第二十五条第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十一条第二項の表中

部		本局 及び 参事
部付	副参事	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
		上司の命を受け、部の特定事務に従事する。

を

部		
部付	副参事	参事
上司の命を受け、部の特定事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改め、同表高校教育指導課、

生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課の項組織の欄中「生徒指導課、保健体育課及び義務教育指導課」を「保健体育課、義務教育指導課及び生徒指導課」に改め、同表高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課の項組織の欄中「高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課」を「生涯学習推進課、文化財・博物館課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課、人権教育課、義務教育指導課及び生徒指導課」に改め、同表生涯学習推進課及び文化資源課の項組織の欄及び生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課の項組織の欄中「文化資源課」を「文化財・博物館課」に改め、同条第二項を同条第六項とし、同条に次の二項を加える。

7 本局の参事に、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる職を付け、その職務は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
報道幹	上司の命を受け、報道機関との連絡調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
企画幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

8 第六項の規定にかかわらず、本局の参事に、必要に応じて、副参事、主幹又は主査の職を付け、その職務は、同項に定めるとおりとする。この場合において、同項中「部長」とあるのは、「参事」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項の表本局の項を削り、

総務課	
総務幹	報道幹
	上司の命を受け、報告の事務を処理する
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する	上司の命を受け、秘書に関する事務その他に特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する

道機関との連絡調整に関する事務を掌理し、ため、職員を指揮監督する。

書に関する事務、危機管理に関する総合調整特に指定された事項を掌理し、その事務を処理し、課の事務を総括整理する。

総務課	
総務幹	報道幹
	上司の命を受け、報告の事務を処理する
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する

危機管理に関する総合調整に関する事務その事項を掌理し、その事務を処理するため、職とともに、課長を助け、職員の担任する事務を総括整理する。

に改め、同条第一項を同条第五項と

し、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

本局に、副教育長を置く。

- 2 副教育長は、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。ただし、本局の参事が置かれている場合の職務は、本局の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとする。
 - 3 第一項に定めるもののほか、必要に応じて、本局に、参事を置く。
 - 4 本局の参事は、上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、教育長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
- 第二十一条を第二十五条とし、第十七条から第二十条までを四条ずつ繰り下げる。
- 第十四条及び第十五条を削る。
- 第九条の四第五号を削り、同条を第二十条とする。
- 第十三条の二を第十九条とする。
- 第十三条中「ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課」に改め、同条を第十八条とする。
- 第十二条の前の見出しを削り、同条第十三号中「(小中学校人事課、義務教育指導課及び教職員採用課を所管する副部長に限る。)」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「(市町村支援部各課の所掌事務)」を付す。
- 第九条の三に次の一号を加える。
- 四 前三号に掲げるもののほか、学校における情報通信技術を活用した教育に関すること。
- 第九条の三を第十五条とする。
- 第十条を第十四条とする。
- 第十一条に次の一号を加える。
- 十二 県立学校部副部長(特別支援教育課、保健体育課及びICT教育推進課を所管する副部長に限る。)の庶務に関すること。
- 第十一条を第十三条とする。
- 第九条の二を第十二条とする。
- 第九条中「ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課」を「特別支援教育課、保健体育課、ICT教育推進課」に改め、同条を第十一条とする。
- 第八条の前の見出しを削り、同条第十三号を削り、同条第十二号中「ICT教育推進課」を「人権教育課」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、県立学校の管理並びに市町村立特別支援学校の管理に係る指導及び助言に関すること。
- 第八条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(県立学校部各課の所掌事務)」

を付し、第七条の次に次の二条を加える。

第八条 生涯学習推進課においては、次の事務（文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、小中学校人事課及び義務教育指導課において所掌するものを除く。）を所掌する。

一 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。

三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

四 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

五 社会教育を行うものに対する指導及び助言に関すること。

六 社会教育のための学級、講座等に関すること。

七 社会通信教育に関すること。

八 社会教育としての視聴覚教育に関すること。

九 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設に関すること。

十 社会教育主事の資格認定に関すること。

十一 文化活動に関すること。

十二 埼玉県芸術文化祭に関すること。

十三 レクリエーションの普及奨励に関すること。

十四 ユネスコ活動に関すること。

十五 社会教育団体及び文化団体に関すること。

十六 埼玉県生涯学習審議会に関すること。

十七 埼玉県社会教育委員に関すること。

十八 県立図書館及び県立げんきプラザ（県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザを除く。）との連絡調整に関すること。

十九 県立長瀬げんきプラザ、県立小川げんきプラザ、県立神川げんきプラザ及び県立名栗げんきプラザの管理に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興、社会教育並びに学校、家庭及び地域の連携に関すること。

第九条 文化財・博物館課においては、次の事務を所掌する。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条に規定する教育委員会が行うこととされた事務に関すること。

二 文化財の指定及び解除に関すること。

- 三 文化財の調査、保存、管理及び活用に関すること。
- 四 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
- 五 美術的銃砲刀剣類の審査及び登録に関すること。
- 六 文化財保護関係団体に関すること。
- 七 博物館に関すること。
- 八 博物館等と学校との連携事業における学校への指導に関すること。
- 九 埼玉県文化財保護審議会に関すること。
- 十 埼玉県美術作品取得基金に関すること（基金の運用に関するものを除く。）。
- 十一 県立歴史と民俗の博物館、県立史跡の博物館、県立近代美術館、県立自然と川の博物館（県立川の博物館を除く。）及び県立文書館との連絡調整に関すること。
- 十二 さいたま文学館及び県立川の博物館の管理に関すること。
- 十三 教育総務部部付の庶務に関すること。

附 則

（施行期日）

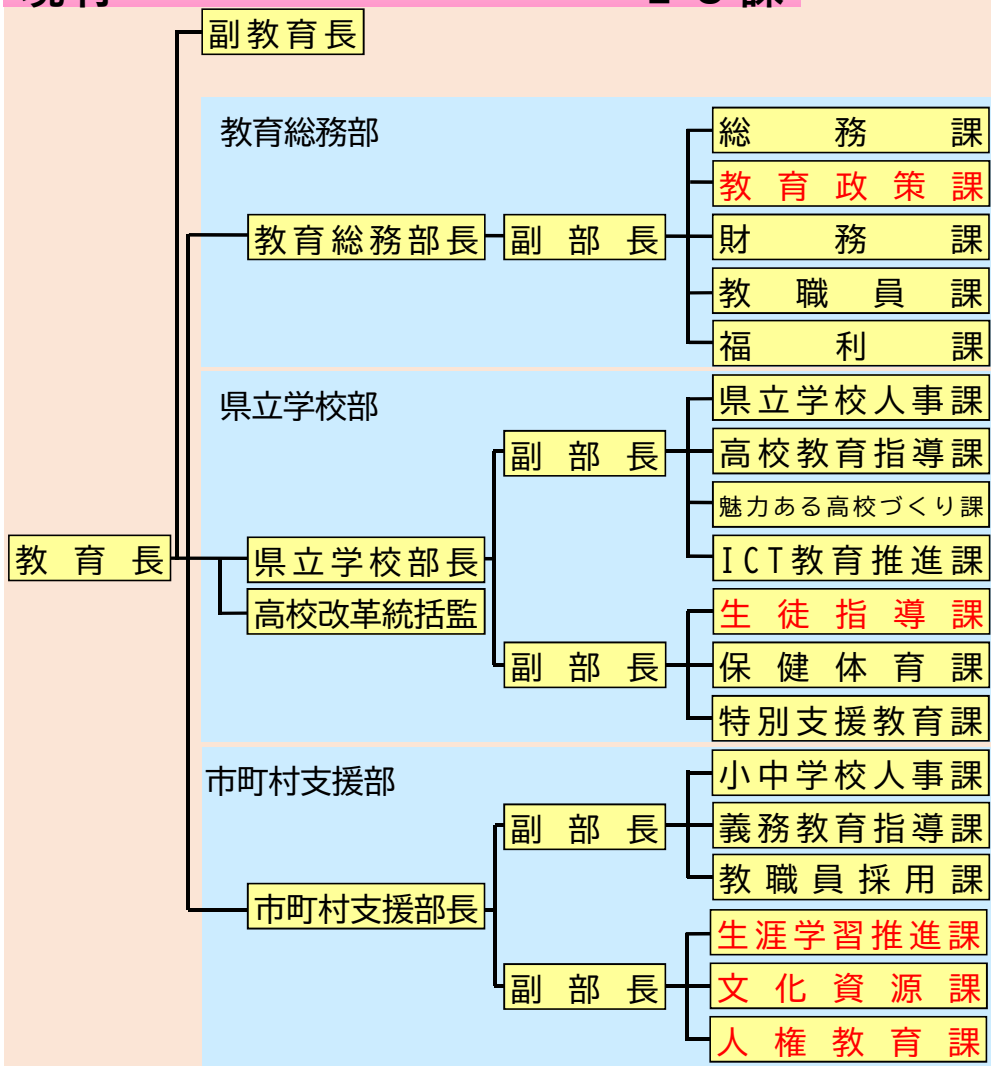
- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
（埼玉県社会教育委員に関する規則の一部改正）
- 2 埼玉県社会教育委員に関する規則（昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第九条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」を「埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課」に改める。
（埼玉県文化財保護審議会規則の一部改正）
- 3 埼玉県文化財保護審議会規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第六条中「埼玉県教育局市町村支援部文化資源課」を「埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課」に改める。
（埼玉県生涯学習審議会規則の一部改正）
- 4 埼玉県生涯学習審議会規則（平成四年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第五条中「埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課」を「埼玉県教育局教育総務部生涯学習推進課」に改める。
（埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部改正）
- 5 埼玉県いじめ問題調査審議会規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「埼玉県教育委員会立学校部生徒指導課」を「埼玉県教育委員会市町村支援部生徒指導課」に改める。

令和6年度教育局組織改正 新旧対照表

現行

18課



改正案 (令和6年4月1日現在)

17課

